

県南広域振興局長告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月18日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500292	指定介護事業所あいご	奥州市水沢区台町6番28号	平成26年3月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500292	指定介護事業所あいご	奥州市水沢区台町6番28号	平成26年3月31日

3 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310500251	花巻アビリティセンター	花巻市下似内第17地割55番地	平成26年3月31日